

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連で 1979 年に採択された「女性差別撤廃条約」は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は 1985 年に批准している。その後、条約の実効性を担保するために、1999 年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害されたにもかかわらず国内で救済されなかつた人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になる。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して「見解」を出して勧告することができる。このことは、女性差別撤廃条約の内容が確実に履行される契機になる。しかし、現在、女性差別撤廃条約の締結国 189 か国中、116 か国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していない。

その国の男女間の格差を示すジェンダー・ギャップの指数について、初めて公表された 2006 年以来、0.65 前後で推移しており、完全な平等を示す 1.0 に向かう傾向が全く見られない。当時 80 位だった世界ランクは下がり続け、2023 年では 146 か国中 125 位で過去最低となった。このことはこの 20 年近く、ジェンダー不平等を是正するような政策が講じられなかつたことを示しており、地方での若年女性の県外流出や人口減少にも影響している。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准はこの現状を変え、日本のジェンダー平等を実現するための重要な第一歩である。

国連の女性差別撤廃委員会はこれまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきたにもかかわらず、いまだに批准していないことは日本政府のジェンダー平等への姿勢に国内外から疑念を生じさせるものである。

日本国憲法においても「締約した条約は、これを誠実に遵守することを必要とする」と、国際協調主義をうたっている。

よって、本議会は、国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 1 月 17 日

大月市議会
議長 相馬力

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣總理大臣 高市 早苗 殿
総務大臣 林 芳正 殿
法務大臣 平口 洋 殿
外務大臣 茂木 敏充 殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 黄川田 仁志 殿